

ブラジル国日系人向け静岡県プロモーション業務 委託仕様書

1 目的

本県とブラジルを繋ぐ架け橋の役割を担っている現地県人会との連携を強化して、県人会の活性化を図ることで、若い世代の県人会への加入促進や本県への関心を喚起するため、本県を紹介するPR動画の制作や、現地邦字新聞で県産品を活用した料理のレシピの紹介等による「ブラジル国日系人向け静岡県プロモーション」を実施する。

2 業務名

ブラジル国日系人向け静岡県プロモーション業務

3 委託期間

契約日から令和4年3月11日（金）

4 契約限度額

3,691,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。なお、支払は全ての事業が終了後、精算払とする。

なお、本事業の予算は、総務省が公募した「中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業」に本県の企画が採択され実施することから、全額国費対応となる。

5 受託者に求められる能力

本事業の受託者には、以下の能力が求められる。

- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・ 日本語とポルトガル語での動画制作と広告掲出ができること（翻訳含）。

6 企画概要

今回のブラジル国日系人向け静岡県プロモーション事業では、以下4つの事業を実施する。

(1) 県内学生とジャパン・ハウス サンパウロ（JHS）とのオンラインインターンシップ

目的	・ コロナ下においても、本県学生がオンラインによるインターンシップを行うことで、本県とブラジル静岡県人会及びJHSとの関係維持・強化を図るとともに、学生の国際交流の機会を創出する		
内容	・ JHSから県内学生にテーマ内容が提示され決定（8月） ・ 県内学生が企画案を作成し、発表（意見交換会）（11月）		
主なスケジュール	8月	9～10月	11月
	・ テーマ決定	・ 事前学習会	・ 意見交換会

(2) 本県のPR動画制作

目的	・若い世代に対して本県のPR動画の活用を通して、情報共有を図ることにより、若い世代が県人会や本県に関心を持つきっかけとする。				
内容	・県が指定したテーマをもとに、オンラインインターンシップに参加する学生の意見を参考にして、本県のPR動画を制作				
主なスケジュール	11月	12月	1月	2月	3月
	・打合せ	・ロケハン ・撮影	・動画編集		・動画納品

(3) 静岡の特産品を活かした料理のレシピ作成

目的	・県人会の会員においても、失われつつある日本食（家庭料理）文化の継承を行うとともに、若い世代に対して日本食をきっかけとした本県への関心喚起を図る。		
内容	・静岡の特産品を活かした料理のレシピを作成		
主なスケジュール	9月	10月	11月
	・レシピ作成	・レシピ監修	・レシピ完成

(4) 本県PR動画（上記（2））及び食に関するレシピ（上記（3））を、現地邦字新聞（ニッケイ新聞）に掲載

目的	・本県のPR動画(上記（2））及び静岡の特産品を活かした料理のレシピ4種類(上記（3）)を、現地邦字新聞（名称：ニッケイ新聞）の紙面上に掲載することで、県人会活動の活性化に資するとともに、県人会会員を通して、若い世代が本県に関心を持つきっかけを作る。			
内容	・本県のPR動画及び静岡の特産品を活かした料理のレシピに係る広告を現地邦字新聞に掲載 ・掲出広告をまとめたパンフレットの作成			
主なスケジュール	11月	12月・1月	2月	3月
	・内容調整	・広告作成	・新聞掲載 ・パンフレット作成	・パンフレット納品

7 全体のスケジュール

月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) インターン	(大学) 学生決定 (JHS) テーマ決定	(大学) 事前学習会		(大学)(JHS) (県)(県人会) 意見交換会				
(2) PR動画	(県) 受託者決定	(県)(受託先) 映像内容・場所等調整		(大学)(県) (受託先) 打合せ	(県)(受託先) ロケハン (受託先) 撮影		(受託先) 編集	(受託先) 納品
(3) レシピ	(県) メニュー決定	(受託先) レシピ作成	(受託先) 料理人監修	(受託先) レシピ完成				
(4) 新聞広告				(県)(受託先) 内容調整		(受託先) 広告作成	(受託先) 新聞掲載 (受託先) パンフレット 作成	(受託先) 納品

8 委託業務の内容

(1) 静岡県PR動画の制作

委託業務の内容

項目	内容
①ターゲット	・若い世代の日系人、本県への研修経験者、県人会会員
②動画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・次のテーマの動画を制作すること 「本県が世界に誇るもの」、「本県の観光」 ・ターゲットに向けて、静岡県ならではの魅力を最大限に引き出し、上記のテーマに沿って分かりやすくPRできる構成にすること ・上記のテーマに沿った静岡県の自然景観や観光地などターゲットが静岡県をイメージしやすいものを多数盛り込むこと ・SNSや口コミ等により閲覧者自らが発信したいと思える効果的な情報発信・拡散を意識すること ・上記のテーマに沿ってわかりやすくPRできるように音声やテロップを入れること
③撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定するテーマを基に、円滑な撮影、編集のための進行管理及び構成の準備を行うこと ・事前にロケハンを行うこと ・撮影に必要な機材を用意すること ・撮影後速やかに編集し、仮編集の段階で委託者にプレビュー（映像によるチェック）を行う

	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、出演者等の手配及び利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること
④ロケハン及び撮影日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月。日時については県と調整の上、決定する。撮影日はロケハン1日、各テーマそれぞれ1日以上（計3日以上） ・天候又は都合により、変更する場合がある
⑤出演者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人 1名以上
⑥出演者に関する交渉及び謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は出演者等に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと
⑦撮影場所	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定するテーマを基に、受託者が提案をすること ※撮影地間の移動手段は受託者で手配すること
⑧制作物	<ul style="list-style-type: none"> ・「本県が世界に誇るもの」と「本県の観光」それぞれ2～3分程度の動画（計2本） ・ダイジェスト版の1分程度の動画（計1本）
⑨編集	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者が撮影した動画を編集すること ・制作された動画を、いかなる再生機器、ファイル形式にも対応できるように、出来る限りの最適化を図ること ・制作した動画は県が確認をし、必要に応じて、受託者が再編集をすること
⑩言語	<ul style="list-style-type: none"> ・動画に入れる音声は日本語とし、ポルトガル語の字幕を入れること ・受託者は翻訳したポルトガル語をネイティブチェックすること ・テロップを使用する場合は、日本語とポルトガル語の両方で表示すること
⑪BGM	<ul style="list-style-type: none"> ・BGM音源は視聴者の閲覧意欲を喚起するよう、映像に調和したBGMを選曲し、編集すること ・BGMはフリー、無期限の音源を使用すること
⑫動画配信時期	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年（2022年）3月～
⑬動画の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の上映、配信場所については、県が今後調整する。現時点では以下を予定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・現地ブラジル静岡県人会のSNSやイベント ・県YouTubeによる配信 等 ・静岡県のPR動画を現地の若い世代の日系人等に広く周知するための、独自提案を企画提案時に事業者が行うこと
⑭納品物	<ul style="list-style-type: none"> ・MP4及びMOV形式でDVDに保存し、3枚提出すること ・納品期限は3月1日（火）とすること
⑮納品先	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地域外交課
⑯その他	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の日系人に響く動画とするため、静岡文化芸術大学の学生の意見を参考にする。そのため、県と静岡文化芸術大学との打合せを3回以上行うため、受託者も参加すること。なお会場は、浜松市内の同大学とする（オンライン不可）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・“現地ブラジル人目線”を反映するため、県対外推進員に動画への助言を依頼する。(県対外関係推進員との連絡、調整、予算の支払は県が行う)
--	---

(2) 静岡県の特産品を活かしたレシピ作成

委託業務の内容

項目	内容
①レシピ（料理手順）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で入手可能な食材の調査およびメニューの選定は県が行い、受託者が指定した料理人等が指定されたメニュー4種類のレシピを作成 ・メニューは4種類：富士宮やきそば、浜松餃子、静岡おでん、静岡抹茶のカップケーキの4種類を予定。なお、メニューは今後変更となる可能性もある ・実際にレシピを基に料理を行うこと ・料理で使用する食材や調理場所等の手配は受託者が行うこと ・レシピは一般家庭で調理可能なものとする
②料理人の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定したメニュー4種類に対して、監修する料理人を選定し、提案すること。なお、料理人を選定した理由を企画提案書に明記すること
③料理人との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・監修する料理人との連絡・調整を確実に実施すること ・監修する料理人に対して、謝礼の支払を行うこと
④作成したレシピの公開	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、作成したレシピを現地邦字新聞に掲載する ・受託者はレシピを基に料理を作り、完成した料理の写真を用意すること ・受託者は、それぞれのメニューの説明文を作成すること
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、監修する料理人と県が打合せを行う機会を、受託者が設定し、受託者も参加すること（オンラインも可）。

(3) 現地邦字新聞への広告掲載

委託業務の内容

項目	内容
①広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・広告を4回掲載すること。なお掲載する広告は、1回あたり全7段以上カラーにすること ・掲載する広告は、(2)の静岡県の特産品を活かしたレシピをメインとし、新聞を見ながら各家庭で調理できるものとする。また、(2)のレシピの広告紙面の一部に(1)のPR動画に関する情報を掲載し、動画の閲覧可能場所等を広く知らしめるものとする

	<ul style="list-style-type: none"> ・制作する広告の種類は4種類、掲載回数は4回とすること（各種1回ずつ掲載） ・広告掲載にあたり、ニッケイ新聞と掲載時期等の調整を行うこと。調整先は、ニッケイ新聞東京支社（日本語可）とすること ・広告掲載に係る費用（広告掲載4回、600千円）を計上すること（金額は、県がニッケイ新聞と調整済）
②掲載時期	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載時期は、令和4年（2022年）2月に4回とすること ・受託者は掲載時期をニッケイ新聞と調整の上、県の実情を踏まえて掲載日を決定すること
③広告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広告のデザイン・写真・イラスト等は受託者が用意すること ・素材収集（写真撮影・ストックフォト（有料・無料すべて）等）については、原則として受託者が行うこと。ただし、これに伴う申請書類が必要な場合、書類の記載のみ県が行うことは構わない ・原稿確認は各回2回以上とすること
④翻訳	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は日本語とポルトガル語で作成すること。 ・受託者は翻訳したポルトガル語をネイティブチェックすること
⑤アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッケイ新聞の購読者に、広告上でアンケート（県が質問設定）に回答してもらい、回答を集計すること。なお、回収したアンケートは日本語に翻訳すること ・アンケートの回収率を向上させるため、回答した購読者に対して、ニッケイ購読料を無料サービスする（県がニッケイ新聞と調整済）。このため、企画提案書には、購読料の無料サービスに係る費用（2,800円×10人／広告掲載1回。合計40人分：計112,000円）を計上すること（金額は、県がニッケイ新聞と調整済）
⑥パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・現地邦字新聞に掲載した広告でパンフレットを作成すること（A5版、中綴じ、8ページ以上（表紙含）、カラー掲載）
⑦納品物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告を掲載した現地邦字新聞を県に提出すること（各回2部以上、広告のデータ：PDFデータ） ・作成したパンフレットを県に提出すること（200冊以上、レシピ集のデータ：PDFデータ） ・納品期限は3月4日（金）とすること。ただし、新型コロナウイルス感染症により物流状況が混乱している場合、広告を掲載した新聞のみ、この限りではない
⑧納品先	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地域外交課
⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は広告の掲載に当り、県との打合せを適宜、行うこと ・受託者はニッケイ新聞との連絡、調整を行うこと（問合せ窓口：東京支社（日本語対応可））

9 注意事項

- ・委託費は、受託者が契約額を精算し、県が確認後に受託者の請求に基づき支払うものとする。

※本予算は、総務省の「中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業」の委託費から計上する。

- ・仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

10 権利の帰属

- ・著作権は県に帰属するものとする。
- ・県は本業務の成果物を独占使用することができるものとする。
- ・受託者は県の承諾無しに本業務の成果物を流用することはできない。
- ・受託者は県が電子データの一部等を活用し資料等を作成することを、予め承諾する。

11 その他

- ・受託者は委託契約に基づき、常に県と密接な連絡を取り合い、その指示に従うこと。
- ・この業務に関わる必要経費は全て受託費の範囲内で処理すること。
- ・受託者は必要に応じて業務の一部を再委託できるものとするが、その場合は、事前に県と協議し同意を得ること。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とすること。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、県との協議の上決定すること。